

伊万里市公告第27号

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の一部を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更を次により縦覧に供する。

令和7年4月28日

伊万里市長 深浦 弘信



記

1 農用地利用計画変更の縦覧場所

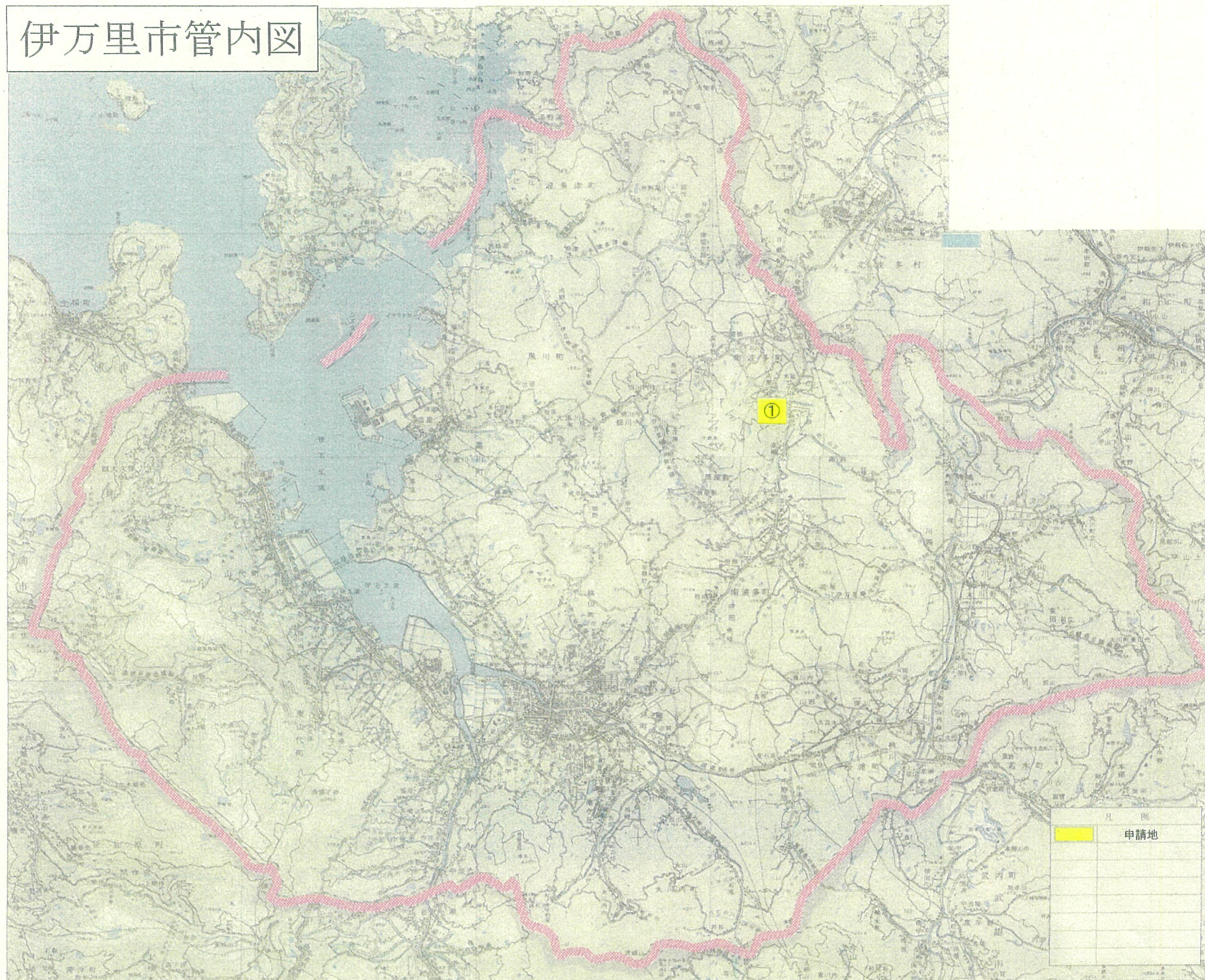
伊万里市役所	伊万里市立花町1355番地1
黒川出張所	伊万里市黒川町塩屋504番地1
波多津出張所	伊万里市波多津町辻2989番地5
南波多出張所	伊万里市南波多町井手野2685番地1
大川出張所	伊万里市大川町大川野3340番地1
松浦出張所	伊万里市松浦町山形5490番地2
二里出張所	伊万里市二里町大里乙321番地3
東山代出張所	伊万里市東山代町里100番地1
山代出張所	伊万里市山代町久原2697番地2

2 変更する土地（大字、字、地番、面積）

（1）用途区分を変更する土地

別 紙

伊万里市管内図



用途区分を変更した農地(単位 : m²)

番号	町名・大字	字	地番	田	畑	樹園地	農業用 施設用地	面積計
1	南波多町水留	前平	3866番1の全部	1,546.00				1,546.00
	合計		1筆	1,546.00				1,546.00

ア. 農業振興地域整備計画の変更経過

	変更決定年月日(法第12条の規定による)及び番号	備考
当初	令和7年3月25日付け伊万里市公告第15号	

イ. 農用地利用計画

	総面積	農 用 地						混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の 山林原野	その他
		農 地				採草 放牧地	計				
		田	畑	樹園地	計						
農業振興地域	㎡ 224,700,000.00	㎡ 30,374,997.44	㎡ 15,765,129.52	㎡ 2,494,446.54	㎡ 48,634,573.50	㎡ 243,378.00	㎡ 48,877,951.50	㎡ 0.00	㎡ 665,564.87	㎡ 114,137,909.81	㎡ 61,018,573.82
農用地利用計画(当初)	㎡ 32,769,597.27	㎡ 25,133,296.38	㎡ 5,098,492.48	㎡ 1,628,865.54	㎡ 31,860,654.40	㎡ 243,378.00	㎡ 32,104,032.40	㎡ 0.00	㎡ 665,564.87	㎡ 0.00	㎡ 0.00
農用地利用計画(現在)	㎡ 32,769,597.27	㎡ 25,133,296.38	㎡ 5,098,492.48	㎡ 1,628,865.54	㎡ 31,860,654.40	㎡ 243,378.00	㎡ 32,104,032.40	㎡ 0.00	㎡ 665,564.87	㎡ 0.00	㎡ 0.00
変更計画	㎡ 0.00	㎡ -1,546.00	㎡ 0.00	㎡ 0.00	㎡ -1,546.00	㎡ 0.00	㎡ -1,546.00	㎡ 0.00	㎡ 1,546.00	㎡ 0.00	㎡ 0.00
変更後の 農用地利用計画	㎡ 32,769,597.27	㎡ 25,131,750.38	㎡ 5,098,492.48	㎡ 1,628,865.54	㎡ 31,859,108.40	㎡ 243,378.00	㎡ 32,102,486.40	㎡ 0.00	㎡ 667,110.87	㎡ 0.00	㎡ 0.00

ウ. 変更総括調書

(ア) 用途区分を変更した農地

	1	2	3	4	5	6	7
変更事由	農業用倉庫設置のため						
変更場所	南波多町水留 字前平 3866番1の全部						
変更面積(m ²)	1,546.00						
備考	用途区分の変更						

変更事由							
変更場所							
変更面積(m ²)							
備考							

(ア) 変更目的及び理由

農業用倉庫設置のため
法施行令第10条第1項第4号に基づき用途区分を変更する。

(イ) 変更する土地(用途区分変更)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
南波多町水留	前平	3866番1の全部	田		1,546.00		
合計					1,546.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)				
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積
			ha	m ²

- ※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。
ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。
- ※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。
- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
 - ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略)

① 市の意見

変更理由は農業振興に資するものであり、変更後に周辺の土地へ支障を及ぼすおそれはない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

伊 農 委 第 19 号
令 和 7 年 4 月 25 日

伊万里市長 深浦弘信 様

伊万里市農業委員会
会 長 西 山



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年4月18日付け伊農振第22号で照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」に対する意見一覧表 (R7.4)

番号	申請者	申請地	変更目的	申請内容	申請地区
1	株式会社 松ちゃんファーム 代表取締役 松高 弘之	南波多町水留字前平3866番1	農業用倉庫設置のため	用途区分の変更	南波多町水留

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	株式会社 松ちゃんファーム 代表取締役 松高 弘之
申請地	南波多町水留字前平3866番1
申請地の状況	申請地は 南波多町水留 に位置している。
変 更 目 的	農業用倉庫設置のため
申 請 内 容	用途区分の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)」の市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当する。
転用許可の見込みについて	農用地区域内の農業用倉庫及び農業用倉庫に附帯する駐車場、農業用資材置場整備のためということで、農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請の申出内容が用途区分の変更であることから、農地転用許可基準「第2の1の(1)のアの(イ)のb」により転用許可は可能である。
計画変更に対する農業委員会の意見	転用目的は農業用倉庫及び農業用倉庫に附帯する駐車場、農業用資材置場であり、農地の流動化や集団化に関して支障ないと考えられる。ただし、農地転用申請時には、資材置場や駐車場の面積など詳細に計画を確認し、許可見込みあるか判断する。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

J A 伊 営 振 発 第 6 号
令 和 7 年 4 月 24 日

伊 万 里 市 長 深 浦 弘 信 様

伊 万 里 市 農 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長 田 代 直 樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」に対する
意見について（回答）

令和 7 年 4 月 18 日付、伊農振第 22 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。



伊農整第65号

令和7年4月24日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年4月18日付け伊農振第22号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 意見

意見なし。（多面的機能支払交付金事業の対象農用地ではない）

